笠置町周辺地域の 新型コロナウイルス感染症の 感染状況について

令和3年7月30日 京都府相楽郡笠置町

笠置町周辺地域の感染状況について

〇近隣保健所管内の感染確認者累計(7月16日~7月29日)

地域	累計感染者数	最終感染公表日
山城南保健所管内 (京都府)	38人	7月29日
奈良市保健所管内 (奈良県)	91人	7月29日
伊賀保健所管内 (三重県)	21人	7月29日

出典:京都府、奈良市及び三重県の公表情報を基に、笠置町で集計

感染再拡大防止のための今後の対策

京都府

感染拡大を抑制するための基本的な 取組

〇一人ひとりが、うつらない、うつさない行動を!

- ・感染の多くは飛沫感染です。ウイルスは主に鼻と口から入ります。鼻と口を完全におおい、すきまなく顔と密着させる正しいマスクの着用をお願いします。
- ・手洗い、身体的距離の確保、3密の回避など、基本的な感染予防対策を徹底 してください。
- ・人と人との接触機会を減らすため、各種イベント等、屋外の活動も慎重に行動してください。
- ・業種別ガイドラインを遵守してください。

人の流れを抑制するために

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛してください。特に20時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動してください。
- •不要不急の帰省や旅行など、都道府県間の移動は、極力控えてください。
- 事業者におかれては、バーゲンセール等の催し物開催に関する広報を自粛し、人の密集が生じないよう十分留意してください。
- ・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わない でください。

人の流れを抑制するために②

○新たな取組

人の流れを「リアルタイムで見える化」

・京都府ホームページ上やSNS配信により、京都府内の繁華街等の混雑状況等、人の流れをリアルタイムで視覚的に認知できることで、外出時の混雑回避に活用していただける仕組みを構築

安全に飲食店を利用するために

飲食店は感染防止対策に努力されています。利用者の皆さまも感染防止対策にご協力をお願いします。

- 会話の時は正しくマスクを着用してください。
- ・発熱等の症状(発熱、咳、のどの痛み、息苦しさなど)など、体調不良の場合は、利用を控えてください。
- ・営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないでくだ さい。
- きょうとマナーを守ってください。

飲食時の「きょうとマナー」にご協力を!

- ○適切なアクリル板や換気設備のあるお店で!
- ○会話の時はマスクを着用!
- ○食事前、退店時には手指消毒を!
- 〇お店では大声で話さないでください!
- ○2時間、4人までを目安に
- ~5つのマナーが「京都の食文化」を守ります!~

〇新たな取組

飲食店における感染防止対策の第三者認証制度

感染防止のための一定の基準を設け、基準項目の全てに取り組んでいる飲食店に対して、第三者が認証する制度(現在、制度設計中)

職場等で感染を拡大させないために

- ・職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減に取り組んでください。
- ・職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進してください。
- ・職場における感染防止のために取組(事業場の換気励行、出張による従業員の 移動を減らすためのテレビ会議の活用、職員寮等の集団生活の場での対策等) を徹底してください。
- ・職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、禁煙室等)に注意してください。
- •事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制してください。

学校生活で感染を拡大させないために

【大学等】

- ・大学の授業や課外活動の前後などの会食は自粛してください。(「きょうとマナー」の厳守)
- ・営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等に出入りしないでください。
- ・学生に対して、次の行動について禁止するよう徹底してください。
 - 営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店等への出入り
 - ・クラブ・サークル等でのコンパの開催
 - ・大人数での行動や、友人の下宿等での飲酒・宿泊
 - ・食事中も含めた、マスクを外しての会話

学校生活で感染を拡大させないために

【中学校·高等学校等】

- 各学校の通学実態を踏まえて、公共交通機関が混雑する時間帯を避けるための時差登校等、通学時の密を避けるための取組を進めてください。
- クラブ活動等における感染防止対策を徹底してください。

発熱等の症状がある方へ

- ・発熱等の症状(発熱、咳、のどの痛み、息苦しさ等の症状)がある場合は、必ず仕事や学校を休み、かかりつけ医等に相談してください。
- ・自宅内での正しいマスクの着用、こまめな手洗いを行ってください。
- ・極力個室で過ごして部屋から出ないようにし共有スペースの利用は最小限に してください。

同居者に発熱等の症状がある方へ

- ・同居者の感染が判明し濃厚接触が疑われる場合は、原則全員14日間自宅 待機してください。
- ・同居者に発熱等の症状がある場合は、自宅内での正しいマスクの着用、こまめな手洗い、個室や間仕切り等による同居者の療養環境の確保を行ってください。
- ・同居者の職場・学校等でクラスターが発生している場合にも、同居者に発熱 等の症状がある場合と同様に注意してください。

家庭内で感染を拡大させないために

- ・検温を習慣化し、体調管理に努めてください。何か症状が出たり体調の悪さを感じた時は必ず検温を行ってください。
- 帰宅後には流水と石けんでの手洗い、アルコール消毒液を用いた手指消毒を徹底してください。
- ・自宅内では、ドアノブ、照明のスイッチなど、手で触れる共有部分は、こまめ にふき取り清掃を行ってください。

通勤・通学等の感染予防のために

- ・公共交通機関を利用する場合、必ず正しくマスクを着用してください。
- 公共交通機関を利用する場合、車内では会話を控えてください。

ワクチン接種済の方も引き続き感染予防対策を!

接種を完了した方も引き続き、マスク着用、手洗い、消毒などの感染予防対策をお願いします。

〈ワクチン接種完了後も周りの人に配慮を〉

- ○周りの人は未接種かも知れません!
- 〇コロナウイルスは手指についているかも知れません!
- 〇正しいマスクの着用や手指消毒などの感染対策は継続を!

感染再拡大の抑制にむけた今後の対策

(7月26日以降)

京都府 7月21日発表

感染再拡大の抑制にむけた府民、事業者への要請

(延長内容)

- 1.特措法第24条第9項に基づく要請
- (2)飲食店等への営業時間短縮の要請
 - ①対象地域•期間
 - 京都市以外の地域 令和3年7月26日0時から8月1日24時まで

特措法第24条第9項に基づく要請①

- 1、従来の自粛
 - ・不要不急の帰省や旅行などの都道府県をまたぐ往来は控えること 特に、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が実施されている地域や、感染拡大傾向の地域 との間での不要不急の往来は極力控えること
- 2、飲食店等への営業時間短縮の要請
 - ①対象地域•期間
 - ・京都市域 令和3年7月12日0時~8月1日24時まで
 - ・京都市以外の地域 令和3年7月12日0時~8月1日24時まで
 - ②実施内容

飲食店、遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗の21時までの 営業時間短縮(酒類の提供は11時~20時30分まで)を要請

【飲食店】

飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テークアウトサービスを除く)

【遊興施設※】

接待を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗

要請内容

•営業時間短縮(5時~21時)

ただし、酒類の提供は11時~20時30分 (酒類提供を行うための「一定の要件」を満たした場合に限る。)

(営業にあたっての遵守事項)

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・入場をする者の整理等
- ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止(入場済みの方の退場を含む)
- 手指消毒設備の設置と消毒、施設の換気
- ・マスクの着用その他の感染防止に関する措置の入場者に対する周知
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止対策の実施
- ・カラオケ設備の使用の自粛
- ・CO2センサーの設置
- ・業種別ガイドラインの遵守

(酒類提供を行うために飲食店が満たすべき「一定の要件」)

- ・アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)
- 手指消毒の徹底
- ・食事中以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底
- ・同一グループの入店は、原則4人以内

特措法第24条第9項に基づく要請②

3、催物(イベント等)の開催

イベント主催者等に対し、以下の要件に沿った開催を要請

- ①対象期間:令和3年7月12日~8月11日まで
- ②対象地域: 府内全域
- ③人数上限:5,000人又は収容定員50%※以内(10,000人以内)のいずれか大きい方 ※大声での歓声等がないことを前提:100%
- ④開催時間:21時まで(特措法によらない働きかけ)
- ⑤事前協議:全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合や、やむを得ず開催時間の繰下げが必要な場合等は、事前に京都府相談窓口へ相談すること。

飲食店以外の施設への営業時間短縮の働きかけ①

- ①対象地域•期間
 - ・京都市 令和3年7月12日0時~8月1日24時まで
- ②対象施設・内容 以下の施設については特措法によらず、21時までの営業時間短縮を働きかけ(施設規模に関わらず)

(商業施設等)

施設の種類	内訳	内容
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、 スーパー等	・営業時間短縮 5時~21時まで
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	(生活必需物資の小売関係及び 生活必需サービスを営む店舗を
遊興施設※	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所等	生活必需り一口へを呂も活調を除く)
サービス業を営む 施設	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、 リラクゼーション等	

(イベント関連施設)

施設の種類	内訳	内容
劇場、映画館	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	
集会•展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	・営業時間短縮 21時まで ・イベント開催の人数上限等要件を 遵守
ホテル・旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)	
運動施設、遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地等	人数上限5,000人又は収容定員 50% ※以内(10,000人以内)のいずれか 大きい方 (※大声での歓声等がないことを前 提:100%)
博物館等	博物館、美術館等	
結婚式場	結婚式場	

- ・施設内等における飲食店等の取扱いは、飲食店等に対する営業時間短縮の要請内容及び酒類提供を行うために飲食店が満たすべき「一定の要件」の要請(特措法第24条第9項)に準じる。
- ・営業に際しては、業種別ガイドラインの遵守及び感染防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者への入場禁止を徹底すること。

職場への出勤等

- ・「出勤者数の7割削減」をめざし、テレワークをより推進するとともに、出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること。
- ・業態により困難な場合は、週休の分散化、休暇取得等により職場での密を回避すること。

感染リスクが高まる「5つの場面」

10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府への提言

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。

- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、 長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが 高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は 感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、昼間の通常の食事に比べて、 感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、 感染リスクが高まる。

場面③

マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染 やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼力ラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④

狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が 共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤

居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合の対応について

新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合は・・・

- ▶11月1日から、新型コロナウイルス感染症の相談・受診・検査 体制が変わりました。
- ▶発熱等の症状のある方は、まず、かかりつけ医などの身近な 医療機関へ電話で御相談ください。
- ▶夜間や医療機関が休みのとき、かかりつけ医のいない方は、 次の窓口に連絡して下さい。

きょうと新型コロナ医療相談センター

電話:075-414-5487 (365日24時間)

新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について

新型コロナウイルスへの 感染に関する人権への配慮について

- ▶新型コロナウイルス感染症に関しては、誤った情報や認識に基づく、感染者やその家族等への不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等の発生が危惧されております。
- ▶このような行為は<u>重大な人権侵害</u>です。町民の皆様におかれましては憶測やデマに惑わされず、冷静な行動をお願いいたします。
- <u>新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性のある病気です。闘</u> <u>う相手はウイルスであり、人ではありません</u>。
- ▶不当な差別やいじめ等の様々な人権問題については、以下の相談窓口へご相談いただきますようお願いいたします。

みんなの人権110番

電話:0570-003-110(平日午前8時30分から午後5時15分まで)

笠置町の今後の対応について

○今後も、京都府と連携を密にし、 テレビ等による正確な情報の提供と、 適切な対応に努めますので、ご確認ください。